

## 第 147 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課管理係

- 1 日 時 平成 28 年 4 月 14 日（木）午後 1 時～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一  
副会長：横田樹広  
委 員：藤崎健一郎、佐藤留美、西貝孝之、高松さとし、  
吉田ゆりこ、浅沼敏幸、とや英津子、やない克子、  
植松正一、西貝嘉隆、鈴木正一、後藤幸子、  
三浦雄二、早川義隆、加藤政春、中村壽宏、篠田英徳  
理事者：産業経済部参事都市農業課長事務取扱、  
都市計画課長、開発調整課長、道路公園課長  
事務局：環境部長、みどり推進課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 2 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第
  - 1 開 会
  - 2 委 嘱
  - 3 審 議  
みどりの豊かさを評価するための新たな手法について（諮問第 184 号）
  - 4 報 告  
(1) 保護樹木の新規指定について  
(2) 保護樹木の指定解除について
  - 5 その他
- 7 発言順

みどり推進課長 定刻となりました。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。事務局を担当する、みどり推進課長、塩沢と申します。よろしくお願ひします。

練馬区緑化委員会の第 19 期が本日からスタートしますので、改めて委嘱状を机上に置かせていただいております。多くの委員の方々は再任ですが、今期から新たにご就任された方が 4 名いらっしゃいますので、環境部長、古橋よりご紹介いたします。

環境部長

環境部長の古橋です。よろしくお願ひします。

それでは、私から新任の委員の方のお名前をお呼びしますので、その場でご起立くださるようお願ひします。

それでは最初に、横田樹広委員です。

横田委員 横田樹広です。

環境部長 続いて、後藤幸子委員です。

後藤委員 よろしく申し上げます。

環境部長 早川義隆委員です。

早川委員 早川です。よろしく申し上げます。

環境部長 もう一方いらっしゃいますが、本日少し遅れていらっしゃるということで、到着された時点で改めてご紹介します。  
ありがとうございました。よろしく申し上げます。

みどり推進課長 それでは、開会に先立ち、環境部長の古橋からご挨拶します。

環境部長 改めまして、4月1日に環境部長に着任いたしました古橋千重子と申します。よろしく申し上げます。

本日、皆様にはお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。本日、緑化委員会の第19期のスタートということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会議の冒頭に当たり、簡単ではありますが、ご挨拶します。

この緑化委員会は、区長の附属機関として、区のみどりを守り増やすことを目的として、みどりの基本計画の策定や保護樹林等の指定、解除等に関するご審議を行っていただく場となっています。皆様もご承知のように、練馬区は23区一の緑被率を誇っており、現在、25.4%です。公園、農地や樹林であるとか、ほんとうに多様で魅力的なみどりにあふれたこの美しい町を、私どもとしても、さらにみどりを守り増やしていきたいと考えています。

現在、練馬区は、前川区長になってから策定した「みどりの風吹くまちビジョン」に基づき、「みどりあふれるまちづくり」の実現に向けて努力をしています。緑化委員会の皆様にも、ぜひこの中でみどりに関わる重要事項を活発にご議論いただき、練馬のみどりがさらに増えて、さらに魅力あふれる町になるような、そんなまちづくりにご助力をいただければと思ひます。

お忙しいところ恐縮ではありますが、この緑化委員会のご協力をお願ひし、簡単ではありますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。今後とも、どうかよろしくお願ひします。

みどり推進課長 それでは、この4月に区側理事者に人事異動がございましたので、私からご紹介します。

改めまして、環境部長の古橋千重子です。

環境部長 古橋です。よろしくお願いします。

みどり推進課長 環境部環境課長、毛塚久です。

環境課長 環境課長、毛塚です。引き続きよろしくお願いします。

みどり推進課長 次に、産業経済部参事都市農業課長、浅井葉子です。

都市農業課長 浅井です。よろしくお願いします。

みどり推進課長 次に、都市整備部都市計画課長、吉田哲です。

都市計画課長 吉田です。よろしくお願いします。

みどり推進課長 同じく都市整備部開発調整課長、安原貴です。

開発調整課長 安原です。よろしくお願いします。

みどり推進課長 最後、土木部道路公園課長、向田秀樹です。

道路公園課長 向田です。よろしくお願いします。

みどり推進課長 最後に私、事務局を担当しています、みどり推進課長、塩沢福三と申します。よろしくお願いします。

それでは次に、会長と副会長の互選に入りたいと思います。ご意見はありますでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

みどり推進課長 ありがとうございます。事務局一任との声をいただきましたので、そのように進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

みどり推進課長 それでは、事務局より指名させていただきます。会長には金子忠一委員、副会長には横田樹広委員にお願いしたいと思い

ますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

みどり推進課長 ありがとうございます。それでは、ご異議ないようですので、金子委員を会長、横田委員を副会長に決定させていただきたいと思えます。金子委員、横田委員には、会長、副会長の席にお移りいただき、ご着席をお願いしたいと思えます。

なお、第19期練馬区緑化委員会委員名簿を机の上に配布していますので、ご覧いただければと思えます。

それでは、ここからは、進行を金子会長をお願いしたいと思えます。金子会長、よろしくお願ひします。

会 長

改めまして、会長にご推薦いただきました東京農業大学、金子です。東京農大の造園科学科におりまして、緑環境の保全とか公園づくり、まちづくり等を専門として教育研究をしております。

会長にご推薦いただきました、先ほど古橋部長からお話しありましたように、当区はとてみどりが多いという区です。みどりあふれるまちづくりの実現に皆さんご努力されているとのことですので、委員の皆様のお力添えをいただきながら、よりよいものが実現するように進めればと思っておりますので、皆様、ご協力のほど、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、最初ですから、副会長からも一言お願ひできますでしょうか。

副会長

東京都市大学より参りました横田と申します。初年度ながら副会長に仰せつかりました。今後とも練馬区のよりよいみどりづくりに、私の知見を生かして係われたらと思っております。

専門は、緑地の生態学を中心に、生態系を中心としたまちづくりをどう進めていくかということ幅広くやっております。今後ともよろしくお願ひします。

みどり推進課長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの出席委員数をご報告します。17名です。当委員会の定数は22名です。過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立しています。

なお、佐藤委員より遅参の報告をいただいています。

引き続き、私から本日の資料の確認をします。

まず、本日の次第、第147回練馬区緑化委員会次第と書かれ

たものが1枚。

続いて資料1、みどりの豊かさを評価するための新たな手法についての案が1枚と、その別表が1枚。

次に、資料2、保護樹木の新規指定についてが3枚、右上に2-3としたもの、修正がございましたので、机上に差し替えを置かせていただいています。

次に、資料3、保護樹木の指定解除について、これが4枚あります。

資料は以上です。過不足等ございましたらお知らせいただければと思います。よろしくお願いします。

会 長

資料の過不足はよろしいでしょうか。

では、お手元の次第に沿って、本日の委員会を進めさせていただきたいと思います。

まず、3の審議事項ということで、みどりの豊かさを評価するための新たな手法について（諮問第184号）について審議したいと思います。

では、事務局より説明をお願いしたいと思います。

みどり推進課長 それでは、資料1をお願いします。みどりの豊かさを評価するための新たな手法についてです。ご説明に入る前に、これまでの取り組みの流れを簡単にご説明したいと思います。

昨年3月になりますが、当該案件を諮問させていただき、これまで正副会長および学識経験者などで構成されます検討委員会を昨年5回開催いたしました。この間、そこでの検討状況を7月、11月、そして本年1月の当緑化委員会にご報告して、ご議論をいただいております。本年1月の緑化委員会の後、再度2月に検討委員会を開催して、最終の案としてまとめたものが今回お示しした答申案です。事務局としては、この内容について、本日答申をいただきたいと思いますと考えています。

それでは、資料1答申書案をお願いします。基本的に、これまでご検討いただいたものから大きな変更点はございません。案には、諮問の背景と目的、また評価の視点と項目設定の考え方を書いています。

それでは、読み上げます。

案、答申書。みどりの豊かさを評価するための新たな手法について。

練馬区は、平成27年3月に策定した「みどりの風吹くまちビジョン」において、これからの社会を「新しい成熟社会」として位置づけ、その大きな潮流を踏まえた施策の方向性と戦略

計画を提示している。

その施策の方向性の一つが「練馬区の魅力を楽しめるまちづくり」であり、「戦略計画 15 みどりあふれるまちづくり」において、みどり施策の新たな考え方を構築することとしている。

みどり豊かなまちづくりの実現には、みどりの量だけではなく、区民が実感できる新しい視点でみどりの質を捉えることが必要であると本委員会において示され、練馬区長から諮問されたものである。

本委員会では、諮問内容について、専門的な見地から検討を進める必要があると判断し「みどりの豊かさ評価手法検討委員会」を設置し、審議を進めた結果、みどりの豊かさを評価するための手法について以下のとおり答申する。

1 評価の視点。(1)みどりの量および質の視点から評価する。(2)みどりの量および質の特徴を把握するとともに、みどりに関する区民意識との関連から評価する。(3)都市計画マスタープランにおける地域ブロックのみにとらわれず、みどりの状況が相似している地域間や世代間など多様な視点で評価する。

2 評価項目の設定。別表を参照してください。(1)みどりの量は、従来のみどりの実態調査で把握してきた評価項目とする。(2)みどりの質は、みどりの骨格形成、環境保全、レクリエーション、防災、練馬らしい景観形成、練馬の魅力向上などみどりの機能面から特徴を捉える評価項目とする。(3)区全体を捉える評価項目と地域ごとの特徴を捉える評価項目とする。(4)区民にわかりやすい評価項目とする。

以上が、答申書の案です。別表についても、11月にお示したのものから大きな変更はございませんが、検討委員会でもいただきましたご意見を踏まえ、表のつくり方や表現で解りにくいところについて訂正をしています。

例えば、別表の上段の訂正前は量の評価で「樹木地」としていたところですが、一般的な言葉ではないというところから、「樹木で覆われている土地」と変えています。また本日新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、別表について簡単に概要をご説明させていただきたいと思えます。

上段に、量の評価体系として、従来 of 調査項目と同様に、緑被地や生け垣などの面積や箇所数などを調査し、検証を行います。その下に、質の評価体系案として、左の列に6つの大区分があり、みどりの機能ごとに項目を設定しています。その右の列に機能の中区分があり、またその右列に対象という欄があります。区全体を捉える評価項目と地域ごとの特徴を捉える項目を設定しています。

さらに、一番右端ですが、今あるみどりの実態を把握するための指標として、主な評価項目を挙げています。区民の実感を踏まえたわかりやすい項目としています。例えば、Ⅰのみどりの骨格形成は、対象を区全体とした上で、主な評価項目として、現状での道路や河川の緑化状況、また道路や河川に隣接する緑地や農地の分布状況などを挙げています。また、Ⅴの練馬らしい景観形成機能ですが、対象を区全体としての評価項目で、屋敷林や雑木林の数などを挙げています。また、対象を地域として、みどりと関連する史跡・名勝の数、さらに道路や河川から見た立面的なみどりの量および緑視率を挙げています。

今回答申をいただき、これらの評価項目に基づき、今年度みどりの実態調査を行っていく予定です。

また、答申にあります評価の視点に沿って、区民意識との相関や地域間、世代間など、多様な視点に基づいて引き続き検討を進めてまいりたいと考えています。

長くなりましたが、ご説明は以上です。

会 長

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました様に、前回の緑化委員会のご意見を踏まえ、2月に検討委員会を開催し、そこで検討して、先ほどご説明いただきました資料1の答申書、あわせて別表も含めた形で議案ということで作成されたものです。

この答申書案について、委員の皆様からご質問、あるいはご意見等がございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

A委員

ご説明ありがとうございます。今回、答申案が出ましたが、まず、内容に入る前に、今後のスケジュールでは、この答申の「案」は今日を踏まえてすぐとれるのかどうか、今年度みどりの実態調査をするということですが、その結果がいつ出るのか。そして、みどり30の計画が今後どうなっていくのか。この点についてお聞きしたいと思います。

みどり推進課長 まず1点目の、「案」がいつとれるかですが、本日のこの委員会で皆さんにご承認いただいた段階でとれます。

調査結果の報告ですが、今年度すぐにみどりの実態調査に入ります。その集計、分析等に時間を要しますが、年度内には実態調査の報告、まとめができるかなと考えています。

みどり30との関係です。現在のみどりの基本計画の事業計画としてみどり30推進計画があります。現在、取り組んでおります「みどり施策の新たな考え方」に基づき、量も含めて質の

視点からみどりを捉えていくというところで、みどり 30 の計画が変わっていきます。呼び名は、今後議論し、まとめていきます。いずれにしても、みどり 30 というところでは、基本的にはそういう計画にかわるものが、これからつくり上げていくと考えております。

A 委員

みどりの実態調査を集計、分析した結果、今ある計画を見直していくことになると思います。先ほど部長が、練馬の緑被率が 23 区で断然トップで 1 番だと報告なさいましたが、それでも 25.4% です。相対的に見ると高いですが、やはりみどりが大事なので、これまでみどり 30 という計画を立てて 30% 実現しているという視点に重点を置いてきたのだと思います。

この点から見たときに、新たな評価基準に質の部分を取り入れることについては異論はありませんが、現段階で、区としてさらに緑被率を量の部分で引き上げて、30% を達成したいという基本方針に変わりはないのか確認したいと思います。

みどり推進課長 基本の方針は、いわゆる量です。30% の緑被率は、本当に大事だと思いますが、30% にはこだわらず、みどりを増やしていくことに非常に重点を置いています。30% が現実的なのかどうかという議論があります。これは、様々な場面でご説明していますが、かなり現実的には困難ではないかという数字です。

ただ、増やしていくという精神は、これまで以上に我々も強く持っています。質の視点も必要ですが、やはり量の確保、あるいは、いかに残していくかという取り組みが重要になります。今ある民有の樹林、あるいは農地も含めて、いかに残していくか、また、新たにみどりを増やしていくかという取り組みには、今後さらに力を入れていきたいと考えています。

A 委員

みどり 30 を策定したときには、やはり緑被率が下がってきて、不安や心配の声もあり、練馬区として、30% にこだわりたいという出発点であったのではないかと思います。そういう意味では、課長の、こだわらないということと、現実的に 30 を達成するのが非常に困難な状況になっていて、その原因として民有地のみどりの確保、保全できていないということも直面する現実の問題としてあるかとは思いますが、しかし、その基本方針のこだわりは捨ててほしくないなということを意見としてまず申し上げておきたいと思っています。

今、現実的に困難だから新たな質の評価を取り入れるということではなくて、質も大事だという視点で評価していただき



たいと思っています。これはお願いです。

その上で、中身について少し聞きますが、先ほどご説明いただいた質の評価のⅠのみどりの骨格形成の中に、主な評価項目の3段階目、幹線道路や河川から一定距離内の緑被率となっておりますが、この一定距離内というのはどのくらいの距離をいうのか、様々議論をされてきたかと思いますが、具体的に教えてください。

みどり推進課長 この部分に限らず、評価項目の具体的な数字、いわゆる今言われました一定の距離は何メートルなのかというところは、次の段階で絞り込んでいきたいと考えております。

骨格形成の機能の中区分では、都市の環境骨格形成という視点から見たときに、幹線道路、あるいは河川があり、そこを通る沿線を歩くとみどりが感じられるところですから、遠くに離れていては本来の意味がなくなってしまうので、その距離の数字は調査していきたい。何メートルというのは、この場では申し上げられません。

A委員 わかりました。そこはまた改めて明らかになった時点で確認させてください。

最後にもう1つ、Ⅴの練馬らしい環境形成機能というところでは、区全体の主な評価項目の3段階目に、広がりのある農地の数となっておりますが、広がりのある農地の意味がよくわからないので、教えてください。

みどり推進課長 先ほどの一定の距離内と同じで、基本的に、練馬らしい景観、代表する景観というところでは、一団の連担した、まとまった農地というのがありますが、そこを何平米にするのか、道路を跨いでもよいのか等も含めて、これから数字を定めていきます。

A委員 あまり細かいことにこだわっているわけではないですが、少し意味がわからないので質問しました。

いずれにしても、量も質も豊かに発展させていただきたいと思います。

以上です。

環境課長 最初にみどり推進課長が答申の流れでご説明しましたが、若干つけ加えさせていただきます。この委員会でご了承いただいた後に、手続としては会長の決裁をいただいて、それで確定ということになりますので、よろしく申し上げます。

B委員 同様に、練馬らしい景観形成機能の地域についてですが、「素敵な風景 100 選」とか「とっておきの風景」に特徴づける等と書いてあります。この「素敵な風景 100 選」に載っていたところが、地域から防犯上ご心配だとのお声をいただいているところが載っているという情報が私のところに入っています。そこは緑地としてなくなってしまいましたが、そういったことも含めて、緑地の面積もですが、状態というのか、整備された状況等も含めたところの評価も大切かなと思っています。その点はどのように考えておられるかを伺います。

みどり推進課長 ここで表示している、「素敵な風景 100 選」あるいは「とっておきの風景」は、景観資源として位置づけられているものがどれだけあるかを挙げてまいりますので、その後、また現場が変わってしまえば、こちらもカウント減としていくと考えております。

B委員 今回は質の評価ということのご説明なので、直接関係ないかとは思いますが、この「素敵な風景 100 選」とかを選ぶときにも、地域の情報を共有していただいた上での評価や、風景の選定も、総合的に考えていただけるとよいかと感じました。

都市計画課長 「とっておきの風景」等、景観の指定や登録は、まず第一義的には残したい風景として特徴があるというのが第一義的なものです。その景観の、例えば先ほどの例として防犯上というようなお話がございましたが、その辺は二次的もしくは三次的なものということで、現在のところの評価の基準にはなっていないという部分です。まず、切り分けについてはご理解をいただければと考えています。

その中で、どのように区民の方からご評価をいただいているかというような視点も、今後、この基準を設定する中で考えていく内容かと考えています。

C委員 今までみどり 30 の計画では、面積を緑被率にしていたということで、例えば壁面緑化とかは含まれていなかったと思います。今回、環境保全という形も入り、壁面緑化等も含まれてくると思うので、これに関してはとてもよかったと思いますが、レクリエーション機能等も入れていくということです。面積を数値にするのは分かりやすいですが、このレクリエーション機能を、今後、どのように評価をしていくのか、今後の検討

かもしれませんが、考えがあれば教えていただけますか。

みどり推進課長 日常的なレクリエーションの場ということで、公園の数や、町中の木陰が多い、そういう視点から、このレクリエーションの機能と取り上げています。

これは、客観的な部分で見ないと、人それぞれ感じ方が違ってきます。基準を確保、整理した上で、内容を1つ1つ固めていきたいと考えております。

C委員 質を加えることで広がると思いますが、みどり30という目標があったために、前面的にみどりを打ち出して進めてきたという政策であったと思います。

今後、質を加えることによって、みどり30よりも、この目標がさらに厳しい目標になるというのは十分承知していますが、やはり練馬区として目指す方向をさらに的確に打ち出してもらいたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

みどり推進課長 少しでもみどりを増やしていきたいという精神は変わりませんし、様々な形、民有樹林も含めて、残していきたいというところは、この評価以前に、まず大きな目標として持っております。

今後、こういった数も含めて、さらに質の視点でみどりを実感できるまちとして、今後のまちづくりに取り組んでいくことは、この評価を含めてしっかりやっていきたいと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

副会長 2点ほどお伺いします。1つが、それぞれの指標と施策との関連性というところを、どこまで検討されるのか、ご予定などありましたら教えていただきたい。

もう1つは、地域と区全体があるのですが、区全体はどちらかというところ、つながりを持って担保したり改善したりしていく点なのかと思いましたが、地域がどういうところをイメージしていますか。機能といったときに、地域の特性、社会的な特性等も含めて見ないと、ほんとうに機能するのかという点の評価が難しいのではないかと思います。いかがでしょうか。

みどり推進課長 2点目の機能というところでは、細かいところを検討委員会等でご議論、あるいはご意見をいただきながら1つ1つ固めて

いきたいなと考えておりますので、これで固まったわけではございません。先ほどのご意見にもございましたように、まだ詰めていかなくてはいけないところもあります。

そういう意味では、機能も一番大元の部分として積み上げをもう1回整理していきたいと考えています。

また、最初の指標と施策については、今回の施策は前段にあるみどり施策の中の1つになっており、その施策をつくり上げるために、この新たな手法で指標をつくっています。最終的には、その積み上げのつながりという中では関連していかなくてはならないと考えています。

副会長                      わかりました。

会 長                      ほかにいかがでございましょうか。特によろしいでしょうか。前回の委員会でも様々ご意見いただきました。多くの意見をいただきありがとうございます。基本的には、提案であるとの視点で進めてよいということかと思えます。ただ、量も含めてみどりのまちづくりを進めることを、基本理念としてほしいということがあったかと思えます。

それから、今回決めた視点ですか、答申に基づいて、それを生かした形で具体的な施策履行を進めるということで、この後、様々見直しもあるかと思えます。その見直しの中で十分に生かしてほしいというご意見もあったかと思えます。

それから、ここにいくつか評価項目を挙げておりますが、「一定」や広がり等の、少し言葉の曖昧な部分もいくつかあったかと思えます。今回質の評価の指定は、この様な点に着目すると、何をもって評価すべきかという部分かと思えます。要は、練馬ではどの程度の広さがあれば、価値があるのかということかと思えます。そこは、実態調査も踏まえて、練馬としてどこが必要なのかということ判断していかなければならないと感じました。

そういう意味では、大項目のV、練馬らしいという部分は、非常に難しいところです。練馬らしい広さや幅等という点は、今後、区としても議論しなければならないですし、この委員会でも様々ご意見を伺わなければならないと感じました。

そういったことも含めて、今後、これを進めていただきたいというようなご意見があったのではないかと思います。

検討委員会に携わったD委員、何かありますでしょうか。

D委員                      大体、前に話したことを入れていただいております。

会 長            それでは、いくつか委員の皆様からご意見をいただきましたが、最初に申し上げましたとおり、答申書は、この原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長            ありがとうございます。  
                  それでは、この資料1にあります答申書案を答申書として区長に答申させていただきたいと思います。

                  この審議を終わるに当たり、1点だけ少しご紹介だけしたいと思います。以前から緑化委員をお務めの方はご承知かと思えます。これは前年度で検討しているもので、この検討委員会も含めて、堀江前会長が中心に検討いただきました。今回、任期ということで退任されましたが、検討を踏まえていくつか堀江前会長からご意見がありましたので、ご紹介だけさせていただきたいと思います。

                  大きく3点ほどあります。区からもご意見があったこともありますが、1つ目は、今回の答申を踏まえて、みどりの実態調査をきちんと進めていただきたいということ。それから、評価項目については、限られた時間の中で、現段階ではこういった項目ではないかということで、現段階での評価項目を検討、整理いたしました。今後とも、検討を重ねていただきたいということ。それから3つ目は、これまで委員の皆様からもご意見ありましたが、練馬区のみどりのまちづくりを進める上で、効果的な政策の実現にきちんとつなげていってほしいということ。そのように前会長からもお話がありましたので、そういったことも踏まえて、区としてこの答申を今後のまちづくりに生かしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

                  ありがとうございました。

会 長            それでは続いて、4番目にあります報告案件に入りたいと思います。

                  それでは、事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 報告事項の(1)と(2)です。保護樹木の新規指定3件並びに指定解除7件について、資料2と資料3を用いて一括でご説明させていただきます。

                  まず、資料2-1、保護樹木の新規指定（その1）です。所在地

は下石神井5丁目、所有者の敷地内にありますコブシ1本です。幹周りおよび指定年月日は記載のとおりです。

資料 2-2、新規指定（その2）をお願いします。所在地は大泉町3丁目、こちらも所有者の敷地内にありますイチョウ1本です。幹周りおよび指定年月日は記載のとおりです。

資料 2-3、新規指定（その3）をお願いします。所在地は石神井台8丁目、こちらは私立幼稚園の敷地内にありますサクラ、シラカシ、ケヤキ、合わせて4本です。幹周りおよび指定年月日は記載のとおりです。

以上、3件の新規指定については、いずれも樹形と樹勢などを現地確認して、保護樹木としてふさわしいものであると判断したものです。

続いて、資料 3-1、保護樹木の指定解除です。上段の1番、所在地は春日町5丁目、所有者の敷地にありますケヤキです。解除の経緯ですが、ケヤキの成長により、この写真にもありますように、家屋に接触してきたために所有者から解除の申し出を受けたものです。これは2月中旬に既に伐採をされたというところ です。

資料 3-1 の2番と資料 3-2 の3番です。所在地は石神井町7丁目、どちらも同じ所有者の敷地内にありますケヤキ2本です。解除の経緯ですが、こちらは住宅の建替えにより建築計画に支障があるため、所有者から解除の申し出を受けたものです。

資料 3-2 の4番と、次のページ資料 3-3 の5番です。所在地は南大泉3丁目、こちらも同じ所有者の敷地内にありますケヤキ2本です。解除の経緯です。落ち葉等の維持管理が困難なためとしています。所有者と直接お会いをしてお話を伺う中で、以前に、このケヤキの枝折れにより、隣の家屋を破損させてしまったということから、ご本人、この枝折れや倒木などへの不安がかなり大きいということで、さらに高齢により維持管理をしていくことが困難であるというお話を直接伺いました。区としても、これまでも何とか残してもらえないだろうかというお話しましたが、所有者からのそういった強い要望があり、解除はやむなしと判断しました。

資料 3-3 の6番です。所在地は関町北5丁目、所有者の敷地内にあるケヤキです。解除の経緯ですが、枯死が進み、倒木のおそれがあるためということで、所有者から解除の申し出を受けたものです。

最後のページ、資料 3-4 の7番です。所在地は大泉学園町7丁目、所有者の敷地内にありますマツです。解除の経緯ですが、マツノザイセンチュウと思われる虫が繁殖し、枯死が進み、

倒木のおそれがあるため、所有者から解除の申し出を受けたものです。

いずれも、所有者と直接現地でお会いして樹木の確認をした上で、解除はやむなしと、今回判断したものです。

ご説明は以上です。よろしく申し上げます。

会 長

保護樹木に関することで、新規指定3件、指定解除7件についてご説明をいただきました。

ご質問、ご意見ありますでしょうか。

B委員

まず1点目ですが、資料3-3の6番の関町北5丁目の樹木ですが、指定年が平成21年ということで、ほかの解除に比べても比較的新しく指定された樹木なのかなと思います。この間に枯死してしまったのだとは思いますが、指定されたときの状況など、分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

みどり推進課長 平成21年に指定しており、そのときは青々としたケヤキでございました。そのときの状況で指定しましたが、その後、約8年の間に、現場は、樹木にキノコが付き、樹木も衰えて、枯死しているという状況です。

写真の、真ん中の少し上がったところに出っ張っているものがあります。これがキノコのサルノコシカケです。これが、短い年月ではありますが、急速に発達してしまったというところ です。

B委員

わかりました。

次に、石神井町7丁目の2件ですが、これは住宅の建替えのために伐採ということになると思いますが、前回の会議の時に、こういった規模のものは伐採計画が出ると伺いました。

解除された後は、所有者の方と伐採事業者との関係になるかとは思いますが、伐採した樹木がどのような処理を、たどっていくのかが分かれば、教えていただきたいと思います。

それと、先ほどのように枯死してしまったものは、その後、どのようになるのか分かれば教えてください。

環境課長

一般的な話でしか申し上げられませんが、通常は伐採をしますといくつかルートがあり、焼却に行ってしまうルート、チップ化するような場合と、肥料にする等の場合があります。また、所有者さんのご希望によっては、それを材として何かに使うというような方法もあります。

ただ、なかなか一番最後のルートというのは特殊な事例かと思えますので、焼却されるか、もしくは堆肥化されるというのが一般的ではないか思います。

みどり推進課長 補足します。石神井町7丁目の2件は、建築計画による伐採ということですが、枯死や中が空洞になって弱っているという状況ではないので、今言った材とするかは、所有者と造園業者との話し合いになってまいります。

E委員 資料3-1の春日町の関係ですが、これは指定時直径70センチ、指定した年が平成15年ということです。その間、ケヤキ12年でそんなに大きくなるものなのか、もしくは指定時にどれだけ家に接近していたかは分かりますか。

みどり推進課長 元々、木が家に近かったので、12年間で幹も大きくなり、枝も伸びて、完全に上に行くほど当たりが強くなっているということです。所有者の方も、これまで様々な手入れはされてきましたが、やはり今後のことを考えると、建物に影響も少なからず見られるということから、今回、届けが出たものです。

環境課長 少し補足で。これまで保護樹木の指定は、太さ等を基準に、合う物は指定していこうという形で行ってまいりました。その後、本委員会でもご意見をいただいたり、指定の手続を変えていく中で、所有者さんの管理意欲ですとか、その樹木が越境等の形で、地域の中で、いわば嫌われてしまうような存在にならないというようなことを、現地で確認させていただいた上で、近年は指定をしております。

当時は、なるべく基準に合致していればどんどん指定していこうということがありましたので、若干ですが、この様なものも生じているという状況があります。

E委員 次に今言ったことを聞こうと思いましたが、最近ではそういうことは考慮してやっているということですね。

みどり推進課長 前回の当委員会でも、指定樹木の中に、やはり隣地に近い塀沿いに1本、イチョウがあり、そちらの指定をそのときにしました。そのときも、そういう危険性も当然出てまいりますので、隣地の方の了解をいただき、現況を所有者も確認された上で、指定した経緯があります。何でも指定をするということは、現在は行っておりません。



会 長

ほかにいかがでしょうか。

D 委員

切った材木をどうするかという点で、一般的には、先ほど言われたように、堆肥化やチップ化等があると思います。前回の報告の中に、天然記念物がありました。あれはかなり貴重で、練馬区で最高のものであったと思います。その様なものに関しては、例えば輪切りにして年輪の断面を出して鉄道の駅や区役所に飾るとか、それから、この区役所の2階に根っこを残したものが残っていますが、そういったものをつくったりとか、たくさんものではないですが、前回は特別なものであったので、そういった場合にはそんな措置を、もし所有者ができれば区で何か考えてもよいかと思いました。それが1点です。

それから、いきなり指定と解除の話がありましたが、年度変わりですので、トータルとして現在何本あるかを教えていただきたいと思います。

あと、指定によって管理費がどれくらい補助されるかです。

それから、先ほど保護樹木の枝が落ちて隣の家を傷つけてしまったということがありました。そういった場合の弁済は、所有者の負担なのか、あるいは保護樹木ということで区から補助か何かあるかということをお教えいただけますでしょうか。

みどり推進課長

4点ほどいただきました。まず、前回ご報告いたしました天然記念物、白山神社の大ケヤキです。先月、伐採後に撤去しました。樹齢800年を超えるもので、もとの株そのものがほとんど形がなくなっている状況で、補強により立っていたというものでした。何とか材を残し記念碑等にできないか神社も含めて検討を行いました。残すことができないということで断念をしたところです。

今後、この様な名木等ございましたら、またそういった検討をする必要があるのかと思っています。

2点目に、今現在の保護樹木です。まず、平成28年4月1日現在です。保護樹木の本数、これは民有地については1,015本です。保護樹林は73カ所、面積にして19万2,239㎡、また練馬の名木は、現在89件あります。

それと、指定の内容ですが、保護樹木が地上から1.2mの高さで幹の周囲が1.5mのものになります。

また、保護樹林ですが、高さ5メートル以上の高木を主体として構成されており、その樹冠投影面積が300㎡以上を基準として、樹林を指定しています。

保護樹木の補助は、幹の大きさによって段階的に限度額を

設けており、一番高い幹周 270cm 以上のもので 15 万円というのを限度としています。所有者 1 人当たり年間の上限を 30 万円としています。木によってそれぞれ剪定の助成額というのが変わります。

また、保護樹林ですが、これは幹周 90cm 以上の保護樹木を剪定した場合に補助をするもので、上限 50 万円として、その樹林の補助をしています。

あと、枝折れ等により損害が出た場合、これは区が保険で対応しています。

会 長

D 委員からご質問あってご説明いただきましたが、今のことは、できましたら、保護樹木に関する案件が出たときには、1 つは、その時点での現状の累計数の資料を出していただくということと、あわせて現行の指定基準、助成内容等を示したものを委員の皆さんに配っていただけるようにご検討願えればと思います。

助成内容等についても、解除等によっては少し議論、検討しなければならない点もあるかと思しますので、次回以降、お願いできればと思います。

みどり推進課長 現在の樹木の状況というところでは、報告の資料の中で、その都度、その時点での数字お配りしたいと思います。

また、補助制度については 2 年前に 1 回改正を行い、現在の制度で運用しています。その内容もまた資料としてまとめ、次回の資料として用意しますので、よろしく申し上げます。

会 長

途中ですが、佐藤委員が到着されました。

佐藤委員

NPO 法人 NP0birth の佐藤と申します。隣の西東京市に事務所があり、みどりの環境保全の中間支援的な役割を担っております。現在、東京都の都立公園 16 と、この 4 月から西東京市立公園 50 の指定管理を造園会社と一緒に進めております。

また、民間のみどりが非常に今危機的な状況ということで、東京の緑を守る将来会議という会議体を、東京都とセブンイレブンの財団とともに進めております。

練馬も非常にみどりが多いということで、将来会議でも昨年は大分ご尽力いただきましたが、どうやったら民地のみどり、また公立のみどりの価値を広げていくのかということを活かしている NPO です。どうぞよろしく申し上げます。

会 長

保護樹木に関して、これは報告ということで、ご意見をいただいておりますが、私からも意見だけ申し上げておきます。

この解除等は、結果的にはやむを得ないと思いますが、落ち葉等の維持管理が困難なための解除という案件で、これは所有者にとってはやむを得ないことかと思いますが、落ち葉の清掃をしなければならないこととか、枯れ枝が落下して怪我をするといけないという意味でいきますと、樹木所有者だけではなく、周辺に住んでいる人たちの理解も得ないと、こういった樹木の保存は厳しいこともあるかと思いますが。どの様な形で維持管理をサポートできるかということも今後の課題ではないかなということが1点です。

それからもう1点、やむを得ず伐採になった場合の伐採木ですが、基本的には所有者の方のご意思で間違いはないですが、所有者が特に意向もなく、ただ捨てられるのであれば、周りでそれを活用したい、コミュニティや意見があればその仲介をするとかも、今後は考えていくべきかと思いますが。所有者の負担にならないことが大前提ですが。

保存樹木なので、残してもらわないと困りますが、やむを得ず切る場合には、それを違う形で生かしていくことも考えていかなければならない。この点は、この委員会で議論することかどうか分からないですが、意見を述べさせていただきました。

環境部長

落ち葉の問題というのが所有者の方にとってはなかなか頭の痛い問題だということですが、練馬区は、区民の皆さんとの協働で様々なまちづくりを進めていこうと思っています。

みどりを守り増やしていく取り組みも同様です。その中で落ち葉についても、単に所有者の方だけがやるのではなく、区民の皆さんと協働でできるような仕組みを、私どもも今後検討していきたいと思っておりますので、また緑化委員会でもご報告できるようになれば、ご報告したいと思っております。よろしくをお願いします。

会 長

ありがとうございます。

それでは、この案件に関してはよろしいでしょうか。

以上、本日予定した審議事項、報告案件ですが、次、その他ですが、何かありますでしょうか。

委員の皆様からは、特にない。では、事務局ほうからは、日程の確認ということでよろしいでしょうか。

みどり推進課長 次回日程ですが、次回の緑化委員会、7月の開催を予定しています。また詳細な日程が決まり次第、それぞれご連絡したいと思います。よろしくお願いします。

会 長 7月に改めてご案内が行くということですので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の緑化委員会の案件は全て終了いたしましたので、以上をもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —